

# 自動車共済制度

## 改定のご案内



### ご契約者の皆さまへ

日頃より北海道自動車共済協同組合の自動車共済をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。当組合では、令和2年1月1日に自動車共済制度の改定を行います。

制度改定の概要をご案内いたしますので、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 1 自家用普通・小型乗用車の型式別掛金区分を9区分から17区分に細分化

自家用普通・小型乗用車の型式ごとのリスク評価をより細かく共済掛金に反映させるため、9区分から17区分に細分化します。型式別掛金区分は毎年見直され、1年に最大2区分変動します。

【改定前】

1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---



【改定後】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----

数字が大きいほどリスクが高い評価となり、共済掛金が高くなります。



### 2 自家用軽四輪乗用車の共済掛金に型式別掛金区分制度を導入

自家用軽四輪乗用車の型式ごとの損害実績に応じて、対人、対物、人身傷害・搭乗者傷害、車両にそれぞれ1~3の区分を設定し、その型式のリスク評価を共済掛金に反映させます。型式別掛金区分は、毎年見直されます。

型式の  
過去3年間の  
損害実績



対人	対物	人身傷害・ 搭乗者傷害	車両
3	3	3	3
2	2	2	2
1	1	1	1



数字が大きいほど  
リスクが高い評価となり、  
共済掛金が高くなります。

### 3 自家用軽四輪乗用車にASV割引適用期間を設定

自家用軽四輪乗用車のASV割引適用期間を型式発売年度の3年後の12月末とします。制度改定前は適用期間が設定されておりませんでしたので、制度改定後の継続のご契約時に、ご契約のお車の型式発売年度から3年後の12月末を過ぎている場合は、継続のご契約にはASV割引が適用されなくなります。

### 4 記名被共済者(主にご契約の自動車を運転される方)の年齢区分を新設

記名被共済者の年齢区分を新設し、74歳以下と75歳以上に区分します。75歳以上の区分は、割増掛金となります。(運転者年齢条件とは異なります。運転者年齢条件の「年齢問わず補償」の場合は、記名被共済者の年齢区分の設定はありません。)

## 5 新規契約に適用する年齢条件区分の廃止

新規のご契約に適用する年齢条件ごとのノンフリート等級の区分(6A~E・G、7A~E・G)を廃止し、6S等級および7S等級のそれぞれ1区分に統合します。

	年齢問わず補償	21歳以上補償	26歳以上補償	30歳以上補償	35歳以上補償	年齢条件対象外
改定前	6A (+28%)	6B (+3%)	6C (-9%)	6E (-9%)	6G (-9%)	6D (+4%)
改定後	6S (+4%)					
改定前	7A (+11%)	7B (-11%)	7C (-40%)	7E (-40%)	7G (-40%)	7D (-39%)
改定後	7S (-34%)					

## 6 新車割引の改定

新車割引の適用期間および割引率を改定します。

		改定前					改定後				
割引適用期間		初度登録年月または初度検査年月から 共済契約始期年月までの経過月数が25ヶ月以内					初度登録年月または初度検査年月から 共済契約始期年月までの経過月数が49ヶ月以内				
割引率 (%)	自家用普通・ 小型乗用車	対人	対物	人身傷害	搭乗者 傷害	車両	対人	対物	人身傷害	搭乗者 傷害	車両
			10	10	10	10	6	6	5	18	18
割引率 (%)	自家用軽四輪 乗用車	対人	対物	人身傷害	搭乗者 傷害	車両	対人	対物	人身傷害	搭乗者 傷害	車両
		3	2	17	17	1	1	3	18	18	1

また、新規でご契約いただく際の6S・7S等級の割引率を新たに設定します。

割引適用期間	初度登録年月または初度検査年月から共済契約始期年月までの経過月数が25ヶ月以内							
	等級	対人	対物	人身傷害	搭乗者傷害	車両		
割引率 (%)	自家用普通・ 小型乗用車	6S	37	34	40	40	39	
		7S	15	14	25	25	17	
	自家用軽四輪 乗用車	6S	25	28	45	45	28	
		7S	10	12	25	25	9	

## 7 運転者家族限定特約を廃止

運転者を家族に限定した場合と限定しない場合の契約の損害実績に較差がみられないため、運転者家族限定特約を廃止します。

## 8 人身傷害共済の改定

人身傷害共済の基本補償を被共済自動車(ご契約のお車)に搭乗のみ補償とし、個人のご契約で車外補償(歩行中や自転車に乗車中の自動車との事故などの場合の補償)が必要な場合は、任意で「人身傷害車外事故特約」をセットしていただく構成に改定します。

## 9 車両共済の改定(車対車条件の廃止など)

車両共済の「車対車」条件を廃止します。車対車条件でご契約をいただいている場合、制度改定後の継続のご契約では、車対車+危険限定条件でご案内させていただきます。

また、車両全損時諸費用特約の共済金の最低補償額を10万円とし、車両全損時諸費用特約の共済金を2倍にして支払う車両全損時諸費用倍額払特約を新設します。(任意でセットすることができます。)

## 10 共済掛金率の改定

近年の損害実績を踏まえ、共済掛金率を改定します。

## 11 その他の改定

- 被害者救済費用特約の新設
- 他車運転特約の改定
- 弁護士費用特約の改定
- 車両無過失事故に関する特則の改定
- 搭乗者傷害条項の医療共済金支払額基準の改定
- 共済掛金のコンビニ払いの導入

◆ 制度改定の内容につきましては、概要のご説明になりますので、詳しくは組合または共済代理所にお問合せください。

お問い合わせ先

